7　第２項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第２項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。	（新設）
ヘ　公安職俸給表㈡初任給基準表	ヘ　公安職俸給表㈡初任給基準表
（略）	（略）
備考	備考
1　（略）	1　（略）
2　少年院等において教科の教育等に従事する法務教官並びに海上保安庁の通信員及び航空員で、特別の免許又は特殊の知識、技術若しくは経験を有するもののうち、人事院が定めるものにこの表又は第５項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。	2　少年院等において教科の教育等に従事する法務教官並びに海上保安庁の通信員及び航空員で、特別の免許又は特殊の知識、技術若しくは経験を有するもののうち、人事院が定めるものにこの表又は第４項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。
3　試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が、博士課程修了（大学６卒後のものに限る。）にあつては「２級31号俸」と、博士課程修了（大学６卒後のものを除く。）にあつては「２級26号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒にあつては「２級11号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。	（新設）
4・5　（略）	3・4　（略）
6　前項の表の試験欄の「Ｉ種」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、同表の初任給欄の号俸が、博士課程修了（大学６卒後のものに限る。）にあつては「２級31号俸」と、博士課程修了（大学６卒後のものを除く。）にあつては「２級26号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒にあつては「２級11号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。	（新設）
7　第３項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第３項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。	（新設）
ト～ヨ　（略）	ト～ヨ　（略）
別表第六　在級期間表（第二十条関係）	**別表第六**　在級期間表（第二十条関係）
イ　行政職俸給表㈠在級期間表	イ　行政職俸給表㈠在級期間表
（略）	（略）
備考	備考
1～7　（略）	1～7　（略）
8　第１項及び第３項から前項までの規定にかかわらず、２級から６級までの職務の級のうち人事院が定めるいずれかの職務の級に昇格させる場合において、人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。	（新設）
ロ　（略）	ロ　（略）